第 12　生活衛生

生活衛生行政は、理美容所、公衆浴場、クリーニング所など生活衛生関係施設、あるいは墓地、大規模建築物、専用水道、共同給水施設などを対象として、これらの施設における衛生上の危害を防止し、公衆衛生の向上を目的に、営業六法（旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法）、墓地埋葬法、建築物衛生法、水道法等の法令に基づき、営業施設の許認可、監視指導の他、生活衛生知識の普及啓発等の業務を実施している。

対象となる施設業態は多種多様にわたり、市民の日常生活に幅広く、また密接に関係しているが、近年、生活様式の多様化に伴い、その営業形態、サービス内容、施設設備も著しく変化を続けている。このような中で、生活衛生関係施設や水道施設において、レジオネラ属菌やクリプトスポリジウムなど病原体による汚染例が報告され、またその危険性が指摘されるなど生活衛生を取り巻く環境は年々、厳しさを増している。

このような状況の中で、令和７年度においては以下の事業を実施した。

１　施設数及び許可・監視数

(1)　営業六法関係施設

本市においては、社会情勢の変化等により、全体として、営業六法関係施設数は横ばい傾向にある。また、管轄地区の広域化により、効率的監視指導体制を執ることが求められている。それに伴い、営業者自身による自主的衛生管理体制の確立を推し進める必要がある。

ア　旅館業

令和７年度は、新たに許可した旅館・ホテル等を含めて「旅館業法」等に基づき、監視指導を実施した。

旅館施設数・監視数

施設数								
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度		許可	廃止	監視
227	228	232	242	284	（内訳） 旅館・ホテル営業　235 簡易宿所　49 下宿営業　0	48	6	146

イ　興行場

立入検査を実施し、衛生状態の維持向上に努めた。

興行場施設数・監視数

施設数								
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度		許可	廃止	監視
11	10	10	12	12	（内訳） 映画館　3 スポーツ施設　3 その他　6	0	0	15

ウ　公衆浴場

一般公衆浴場及び温泉施設等について、「公衆浴場法」等に基づき監視・指導を実施するとともに、「長崎市公衆浴場法施行条例」に基づき浴槽水の採水検査を実施し、不適施設に対する指導を行った。また、一般公衆浴場確保のため、「長崎市公衆浴場衛生管理費補助金交付要綱」及び「長崎市公衆浴場基幹設備整備補助金交付要綱」に基づき、一般公衆浴場の衛生水準の維持に要する費用及び施設設備の更新や補修等に要する費用の一部を補助している。

公衆浴場施設数・監視数

施設数							
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	許可	廃止	監視
54	56	60	65	65 (内訳) 一般公衆浴場　5 （うち公営のもの　2) ヘルスセンター 28 （うち公営のもの 16) サウナ風呂　4 その他　28	5	5	64

補助金交付実績

補助金名	補助件数	補助実績
長崎市公衆浴場衛生管理費補助金	3	1,500,000 円
長崎市公衆浴場基幹設備整備補助金	0	0 円

エ　理容所・美容所

立入り監視に際しては、使用器具類の消毒方法の徹底を重点的に、「理容師法」及び「美容師法」等に基づき、監視指導を行うとともに、理容師及び美容師の業務範囲の厳守と各種届出を徹底するように指導した。

理容所施設数・監視数

施設数							
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	確認	廃止	監視
388	380	369	364	353（従業理容師数 616 人）	4	15	22

美容所施設数・監視数

施設数							
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	確認	廃止	監視
981	999	1,008	1,018	1,022(従業美容師数 1,872 人)	29	25	87

オ　クリーニング業

令和７年度は、「クリーニング業法」等に基づき、営業施設の監視指導を実施した。

クリーニング業施設数・監視数

施設数							
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	確認	廃止	監視
273 無店舗取次店７	262 無店舗取次店７	256 無店舗取次店８	245 無店舗取次店８	245（うち取次所 175） （従業クリーニング師数 114 人） 無店舗取次店８	2 同左０	2 同左０	2 同左０

(2)　墓地・納骨堂・火葬場

墓地等の経営にあたっては、その公益性と永続性が確保されなければならないことから、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、県や関係各課と連携して指導に努めた。また、改葬に関する様々な相談を処理し、その許可を行った。

墓地、納骨堂、火葬場施設数・調査数

施設数							
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	開設許可	廃止許可	調査数
1,412	1,414	1,421	1,423	1,424 （※）	2 （墓　地）0 （納骨堂）2	1 （墓　地）1 （納骨堂）0	31

（※）施設の種別・開設者別内訳

（内訳）	墓地	納骨堂	火葬場
計	1,277	146	1
市営・財産区等	485	3	1
公益法人	15	5	－
宗教法人	279	137	－
社会福祉法人	－	1	－
共同墓地等	498	－	－

改葬許可件数

改葬許可件数				
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
1,900	3,011	3,792	3,559	3,883

(3)　飲料水施設

ア　専用水道・簡易専用水道

専用水道については、立入検査等により衛生指導を実施した。

また、簡易専用水道については、水道法に基づく国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関による検査の不適施設について監視指導を行い、設置者による自主的な衛生管理体制の確立に努めた。

イ　小規模貯水槽水道・小規模専用水道

「長崎市小規模貯水槽水道等の維持管理に関する要綱」に規定されている小規模貯水槽水道、小規模専用水道の立入検査等により衛生指導を実施した。

なお、小規模貯水槽水道の維持管理については、水道事業者と連携し、衛生思想の普及、啓発等に努めた。

ウ　共同給水施設等飲用井戸施設

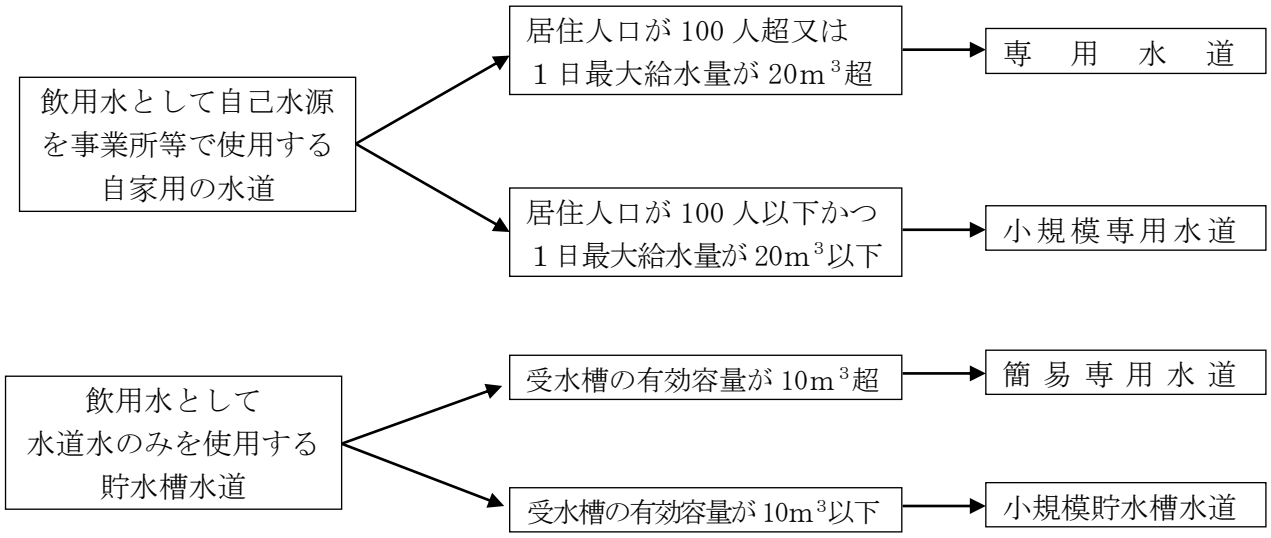
上水道未給水地区において、衛生的かつ安全な水を確保するため、おおむね 10 世帯以上が共同で給水施設を設置している施設（共同給水施設）と 10 世帯未満の世帯において個人等が管理運営する水道施設（個別給水施設）については、水質検査等により安全性の確認を行うとともに、「長崎市共同給水施設等整備費補助金交付要綱」に基づき、施設整備に係る経費の一部を補助している。

共同給水施設は、水源状況調査と水質検査を実施し、水質管理について指導を行うとともに、施設の維持管理及び設備改善等を目的とした補助金について周知している。

また、個別給水施設は、水質検査を実施し、施設の衛生管理について指導した。

その他の飲用井戸等については、相談等に対応して調査・監視を行い、広報媒体を通じて、飲用水に対する衛生意識の普及、向上に努めた。

○専用水道等の種類



飲料水施設数・監視数

施設数						監視
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度		
5,914	5,905	5,894	5,877	5,857	（内訳） 専用水道 73 簡易専用水道 859 小規模専用水道 27 小規模貯水槽水道 4,891 未給水地区共同施設 7	187 （井戸等を含む）

補助金交付実績

補助金名	補助件数	補助実績
長崎市共同給水施設等整備費補助金	0 件	0 円

(4)　一般プール

「遊泳用プールの衛生基準」に基づき、立入調査とプール及びプール付帯設備の気泡浴槽、採暖槽等の水質検査を実施し、遊泳用プールの衛生意識の向上に努めた。

一般プール施設数・調査数

施設数					
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	調査数
20	19	21	21	20	20

(5)　特定建築物

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき書類審査、立入検査による監視指導を行い、建築物内の空気環境や飲料水の衛生向上に努めた。

特定建築物施設数・検査回数

施設数								
令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度		新規	非該当	立入検査回数
181	184	183	186	187	（内訳） 興行場 5 百貨店 14 店舗 16 事務所 76 学校 18 旅館 42 その他 16	1	0	81 次の書類検査等を含む 官公庁 16

(6)　温泉

令和７年度末現在、市内に温泉利用許可施設は 14 件あり、公衆浴場として利用している施設については、レジオネラ症防止対策のための浴槽水検査等の監視指導を行い衛生意識の向上に努めた。

2　試験検査

市民の健康被害を未然に防ぐため、以下の施設について水質検査を実施し、その結果に基づき衛生指導等を行った。近年、特にレジオネラ属菌による事故が全国的に発生していることから、危険性の疑われる施設における行政検査を重点的に実施し、指導を行った。

(1)　未給水地区共同給水施設及び個別給水施設

水道水未給水地区の共同給水施設及び個別給水施設について水質検査を実施し、飲料水水質基準不適合施設には適切な対策等を講ずるように指導助言を行った。

未給水地区共同給水施設等水質検査件数

	共同給水施設	個別給水施設	合　計
検　査　件　数	6 (7)	16 (18)	22 (25)
不　適　合　件　数	2 (1)	3 (3)	5 (4)

注：(　) 内は水質検査対象施設数

(2)　湧水

飲用として利用されている湧水について水質検査を実施し、結果を管理者に通知した。

湧水水質検査件数

検　査　件　数	5 (5)
不　適　合　件　数	2 (2)

注：(　) 内は湧水箇所数

(3)　一般プール

「遊泳用プールの衛生基準」の水質基準に基づき、一般プールについて水質検査を実施し、不適合施設には改善指導を行った。

一般プール水質検査件数

	市営施設	民間施設	合　計
検　査　件　数	13 (6)	19 (12)	32 (18)
不　適　合　件　数	0 (0)	3 (2)	3 (2)

注：(　) 内は施設数

(4)　公衆浴場、旅館業

「長崎市公衆浴場法施行条例」「長崎市旅館業法施行条例」に基づき、公衆浴場及び共同浴場を有する旅館業の浴槽水等の検査を実施し、不適合施設については改善指導を行った。

公衆浴場、旅館業水質検査件数

	公衆浴場	旅館	合　計
検　査　件　数	77 (30)	48 (19)	125 (49)
不　適　合　件　数	0 (0)	0 (0)	0 (0)

注：(　) 内は施設数。旅館の共同浴場は２年に１回実施。

(5)　レジオネラ属菌検査

レジオネラ症感染の危険性が高い施設について検査を実施し、「長崎市公衆浴場法施行条例」または「長崎市旅館業法施行条例」の基準値、厚生省生活衛生局企画課監修新版「レジオネラ症防止指針」における目標値又は厚生労働省健康局長通知「遊泳用プールの衛生基準」における基準値を超過した施設については、直ちに、清掃、消毒等適正な対策を講じるよう厳重な指導を行い、改善を確認した。

レジオネラ属菌検査件数

	公衆浴場	旅　館	小　計	プールの気泡浴槽水	合　計
検　査　件　数	78（30）	48（19）	126（49）	9（ 7）	135（56）
基準値又は目標値超過件数	2（ 2）	1（ 1）	3（ 3）	0（ 0）	3（ 3）

注：（　）内は施設数。旅館の共同浴場は２年に１回実施。

3　市民からの苦情・相談

近年、市民の衛生意識の向上から、さまざまな苦情・相談がある。そのほとんどが相談であり、丁寧な説明に努め解決している。また、苦情の処理にあたっては、すみやかにその原因の究明にあたり、必要に応じて改善指導等を行った。

苦情・相談件数

内　容	営業六法関係施設	墓地･改葬	飲料水施設	建築物	プール	その他	合　計
相談件数	834	2,088	202	209	8	28	3,369

4　講習会等

令和７年度には、生活衛生関係団体の講習会が５回開催され、これに講師を派遣し、延べ 164 人の参加者に衛生管理の指導を行い公衆衛生思想の普及、啓発に努めた。